

法人税法の改正

目	次
はじめに	
一 受取配当等の益金不算入 ……………179	五 売買目的有価証券の区分 ……………193
二 企業再生関係税制の改正 ……………180	六 連結子法人株式の帳簿価額の修正 ……193
三 寄附金の損金不算入 ……………192	七 退職年金等積立金に対する法人税（特 別法人税）……………199
四 分割型分割又は減資等を行った場合の 旧株又は株式の譲渡原価の額 ……………192	

はじめに

平成17年度税制改正においては、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、国・地方を通ずる個人所得課税の抜本的見直しを展望しつつ定率減税を縮減するとともに、住宅税制、金融・証券税制、国際課税、中小企業関係税制等について適切な措置を講ずることとされ、関係法令の改正が行われました。

このうち法人税法関係については、民事再生等の場合の資産の評価損益と繰越欠損金の損金算入

等、投資簿価修正額の計算方法の整備等の改正が行われています。

この法人税法の改正を含む「所得税法等の一部を改正する法律」は、去る3月30日に参議院本会議で可決・成立し、3月31日に平成17年法律第21号として公布されています。また、次の関係政省令もそれぞれ次のとおり公布されています。

- ・ 法人税法施行令の一部を改正する政令（平17.3.31政令第99号）
- ・ 法人税法施行規則の一部を改正する省令（平17.3.31財務省令第32号、平17.4.13財務省令第47号）

一 受取配当等の益金不算入

1 改正前の制度の概要

- (1) 法人が受ける配当等の額のうち、連結法人株式等に係る配当等の額及び関係法人株式等に係る配当等の額についてはその全額を、その他株式等（連結法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等をいいます。以下同じ。）に係る配当等の額についてはその50%相当額を益金の額に算入しないこととされています（法23①、81の4①）。
- (2) ただし、当該事業年度において支払う負債の利子がある場合には、関係法人株式等に係る配当等の額又はその他株式等に係る配当等の額の

うち益金の額に算入しない金額は、その支払う負債の利子の額のうち関係法人株式等又はその他株式等に係る部分の金額として総資産按分法により計算した金額を控除した金額とされています（法23④、81の4③、法令22、155の8）。

2 改正の内容

その他株式等に係る配当等の額について、上記1(2)により控除する負債の利子の額を計算するときは、その他株式等に自己株式等（自己の株式又は出資をいいます。以下同じ。）を含めないで計算することが明示されました（法令22①二イ、155の8①二イ）。

具体的には、その控除する負債の利子の額は、当該事業年度に支払う負債の利子の額に、①に掲げる金額のうちに②に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額に相当する金額とされていますが、自己株式等は②のその他株式等に含まないこととされています。

- ① 当該事業年度及び当該事業年度の前事業年度終了の時における貸借対照表の総資産の帳簿価額の合計額
- ② 当該事業年度及び当該事業年度の前事業年度終了の時におけるその他株式等の帳簿価額の合計額

3 適用関係

上記の改正は、平成17年4月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、従前どおりとされています（改正法令附則2）。

連結法人については、その連結法人の連結親法人事業年度が同日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、従前どおりとされています（改正法令附則13）。

二 企業再生関係税制の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 資産の評価益又は評価損の益金算入又は損金算入

資産の評価益については、原則として益金の額に算入しないこととされています。ただし、会社更生法等（会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下「更生特例法」といいます。）をいいます。以下同じ。）の規定による更生手続開始の決定があったこと等一定の事実が生じた場合において、内国法人がその資産の評価換えをしてその帳簿価額を増額したときは、その増額した部分の金額は、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとされています（法法25、法令24）。

また、資産の評価損については、災害により著しく損傷したこと、会社更生法等の規定による更生手続開始の決定があったこと等特別の事実が生じたことにより資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなった場合において、内国法人がその資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その減額した部分の金額のうちその評価換えの直前の帳簿価額とその評価換えをした事業年度終了の時における資産の価額との

差額に達するまでの金額は、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することとされています（法法33②、法令68）。

(2) 資産整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の損金算入

内国法人（連結子法人は除きます。）につき商法の規定による整理開始の命令があったこと等一定の事実が生じた場合に、その内国法人の役員等から金銭等の贈与又はその内国法人に対し債権を有する者から債務の免除を受けたときは、それ以前の事業年度において生じた欠損金額で繰り越された金額からその事業年度の青色欠損金等控除額を除いた金額のうち、その贈与を受けた金額及び債務免除額の合計額（この制度の適用前の所得の金額が限度となります。）に達するまでの金額は、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することとされています（法法59）。

（注）会社更生法等の規定による更生手続開始の決定があった場合における債務の消滅及び財産の評価換えによる益金の額のうち繰越欠損金額に達するまでの金額は、益金の額に算入しないこととされています（会社更生法232③、更生特例法148③、321③）。なお、この益金不算入制度は、

実務的には、債務の消滅益及び財産の評価益の益金算入と、繰越欠損金額のうちこれらの益金の額に達するまでの金額の損金算入として取り扱われています。

2 改正の趣旨及び内容

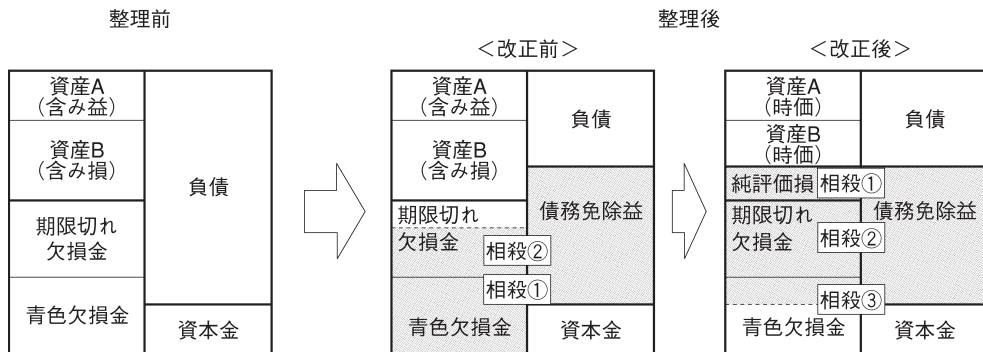
(1) 民事再生等の場合の資産の評価損益と繰越欠損金の損金算入等

① 改正の趣旨

近年の「産業・金融の一体再生」への取組みの中で、我が国企業・産業の再生の円滑化、加速化が不可欠となっており、過剰債務企業の抱える優良な経営資源を有効に活用するためには、早期着手・抜本的な処理により、企業価値の毀損を最小限にとどめ、迅速かつ確実な再建につなげることが重要であると考えられます。こうした中で、最近の企業再生においては、債務者の企業価値を測定し、これに基づいて債権放棄額を決定するといったスキームや、そのための体制等が整ってきていることから、平成17年度

税制改正において、一般的な措置として、民事再生法等の法的整理又はこれに準ずる一定の私的整理が行われる場合に、その債務者である法人について、①資産の評価益の額又は評価損の額を益金の額又は損金の額に算入する措置と、②上記①の適用を受ける場合に、繰越欠損金額の損金算入について青色欠損金額等以外の欠損金額（債務免除益等の額に達するまでの金額に限り、）を優先控除する措置を一体的に講ずることとされました。

(注) 今回の改正により、債務者である法人が、民事再生法等の法的整理や一定の私的整理により事業再生に早期に着手し、抜本的な処理を行う際、資産売却による損失の実現を待たずに評価損の計上が可能となることから、迅速な事業再生が可能となり、また、いわゆる期限切れ欠損金を優先控除することにより、再建期間中に生ずる所得と相殺可能な青色欠損金が残ることから、早期の事業再生が可能となるといった効果があると考えられます。



② 資産の評価益又は評価損の益金算入又は損金算入

内国法人について民事再生法の規定による再生計画認可の決定があったこと等特定の事実が生じた場合において、その内国法人がその有する資産の価額につきイ(イ)若しくはロ(ロ)に掲げる事実が生じた時の価額による評定又はイ(イ)(a) i に定める事項に従う資産評定を行っているときは、その資産の評価益の額又は評価損の額は、その特定の事実が生じた日の属する事業年度の所得

の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入することとされました（法25③、33③）。

イ 特定の事実の範囲

特定の事実とは、次に掲げるものとされています（法25③、33③、法令24の2①、68の2①）。

- (イ) 民事再生法の規定による再生計画認可の決定があったこと。
- (ロ) 商法の規定による整理計画の決定があったこと。

(イ) (i)及び(ii)に準ずる事実（その債務処理に関する計画が(a)から(c)まで及び(d)又は(e)に掲げる要件に該当するものに限り。）

(a) 一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則に従って策定されていること。

この準則は、公正かつ適正なものと認められるものであって、次に掲げる事項が定められているもの（その事項が当該準則と一体的に定められている場合を含みます。）に限るものとされています。ただし、特定の者（政府関係金融機関及び協定銀行を除きます。）が専ら利用するためのものは除かれます。

i 債務者の有する資産及び負債の価額の評定（以下「資産評定」といいます。）に関する事項（公正な価額による旨の定めがあるものに限り。）

ii その計画が当該準則に従って策定されたものであること並びに(b)及び(c)に掲げる要件に該当することにつき確認をする手続並びにその確認をする者（その計画に係る当事者以外の者又はその計画に従って債務の免除をする者で、財務省令で定める者が行うものに限り。）に関する事項

(注) 財務省令で定める者とは、次に掲げる者とされています（法規 8 の 5 ①）。

1 その計画に係る債務者である内国法人、その役員及び株主等（株主等となると見込まれる者を含みます。）並びに債権者以外の者で、その計画に係る債務処理について利害関係を有しないもののうち、債務処理に関する専門的な知識経験を有すると認められるもの（ただし、これに該当する者が3人以上選任される場合に限り。）

2 その計画に従って債務の免除

（信託の受託者として行う債務の免除を含みます。）をする協定銀行

(b) 債務者の有する資産及び負債につき(i)に定める事項に従って資産評定が行われ、その資産評定による価額を基礎とした債務者の貸借対照表（以下「実態貸借対照表」といいます。）が作成されていること。

(c) 実態貸借対照表における資産及び負債の価額、その計画における損益の見込み等に基づいて債務者に対して債務の免除をする金額が定められていること。

(d) 2以上の金融機関等（次に掲げる者を行い、その計画に係る債務者に対する債権が投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産である場合におけるその投資事業有限責任組合契約等を締結している者を除きます。）が債務の免除をすることが定められていること。

i 預金保険法第2条第1項各号に掲げる金融機関

ii 農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合

iii 保険業法第2条第2項に規定する保険会社及び同条第7項に規定する外国保険会社等

(参考)

○ 預金保険法

(定義)

第2条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者（この法律の施行地外に本店を有するものを除く。）をいう。

一 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行（以下「銀行」という。）

二 長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第2条に規定する長期信用銀行（以下「長期信用銀行」

という。)

三 信用金庫

四 信用協同組合

五 労働金庫

六 信用金庫連合会

七 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会（以下「信用協同組合連合会」という。）

八 労働金庫連合会

2～13 省略

○ 農水産業協同組合貯金保険法
（定義）

第2条 この法律において「農水産業協同組合」とは、次に掲げる者をいう。

一 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合

二 農業協同組合法第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合連合会

三 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第4号の事業を行う漁業協同組合

四 水産業協同組合法第87条第1項第4号の事業を行う漁業協同組合連合会

五 水産業協同組合法第93条第1項第2号の事業を行う水産加工業協同組合

六 水産業協同組合法第97条第1項第2号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

七 農林中央金庫

2～10 省略

○ 保険業法
（定義）

第2条 省略

2 この法律において「保険会社」とは、第3条第1項の内閣総理大臣の免許を受けて保険業を行う者をいう。

3～6 省略

7 この法律において「外国保険会社等」とは、外国保険業者のうち第185条第1項の内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

8～22 省略

(e) 政府関係金融機関若しくは協定銀行（これらのうちその計画に係る債務者に対する債権が投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産である場合におけるその投資事業有限責任組合契約等を締結しているものを除きます。）が有する債権又は協定銀行が信託の受託者として有する債権につき債務の免除をすることが定められていること。

(注) 1 政府関係金融機関とは、日本政策投資銀行、国際協力銀行、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫及び商工組合中央金庫をいいます（法令24の2②一）。

2 協定銀行とは、預金保険法附則第7条第1項第1号に規定する協定銀行をいい（法令24の2②二）、株式会社整理回収機構（以下「RCC」といいます。）が該当します。

3 投資事業有限責任組合契約等とは、投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約をいいます（法令24の2②三）。

(参考) 上記(e)(a)の準則としては、私的整理に関するガイドライン、RCCが定める準則及び中小企業再生支援協議会（中小企業庁）が定める準則が想定されています。私的整

理に関するガイドラインについては、全国銀行協会や日本経団連など金融界・産業界を代表する者、学識経験者や関係当局が参加して策定されたものであり公正性が高いこと、RCCについては、信用秩序の維持等を目的に預金保険法に基づく認可法人として国等の出資により設立された預金保険機構が、預金保険法に基づく協定銀行に対するものとして100%出資している株式会社であり、既に、企業再生の客観性等を確保するために外部の専門家等からなる企業再生検討委員会を設置し債務処理を行っていること、中小企業再生支援協議会については、産業活力再生特別措置法に基づき設置され、経済産業省や中小企業庁が関与するものであることから、法令の要件を満たす場合には、これらの準則に従って行われる私的整理は、民事再生法等の法的整理と同様に取り扱うことが適当であると考えられるためです。

なお、私的整理に関するガイドラインについては、一部改訂が行われた上で、国税庁に対して企業再生関係税制の適用に係る事前照会が行われ、これに対して平成17年5月11日付でこのガイドライン及び同Q&Aに従って策定される再建計画の成立は上記(イ)に掲げる事実と該当する旨等の文書回答が行われています。

ロ 対象資産

この制度の対象となる資産は、内国法人の有する資産とされています。ただし、評価益の益金算入にあつては、その対象資産から次に掲げる資産が除かれ（法法25③、法令24の2④）、また、評価損の損金算入にあつては、その対象資産から預金等（預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権をいいます。）及び次に掲げる資産が除かれています（法法33③、法令68の2③）。

（注）1 評価損の計上の対象となる資産から貸付金等の債権が除かれているのは、これ

らの債権については貸倒引当金の計上が認められていることによるものです。

2 これらの対象資産の一部についてのみ評価益又は評価損を計上することはできないこととされています。

(イ) 前5年内事業年度等において圧縮記帳の規定の適用を受けた減価償却資産

前5年内事業年度等（上記イ(イ)から(イ)までの事実が生じた日の属する事業年度開始の日前5年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいいます。）において次の(a)から(i)までの規定の適用を受けた減価償却資産（法令24の2④一）

(a) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入規定（法法42①②⑤⑥）

(b) 特別勘定を設けた場合の国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入規定（法法44①④）

(c) 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入規定（法法45①②⑤⑥）

(d) 非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入規定（法法46①）

(e) 保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入規定（法法47①②⑤⑥）

(f) 特別勘定を設けた場合の保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入規定（法法49①④）

(g) 個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入規定（法法81の3①（(a)から(f)までの規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。））

(h) 転廃業助成金等に係る課税の特例（措法67の4①～③⑨⑩）

(i) 連結法人の転廃業助成金等に係る課税の特例（措法68の102①～③⑩⑪）

なお、(イ)の減価償却資産には、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により被合併法人等（被合併法人、分割法

人、現物出資法人又は事後設立法人をいい
ます。) から移転を受けた減価償却資産の
うち、その被合併法人等において当該前 5
年内事業年度等において上記(a)から(i)まで
の規定の適用を受けたものも含まれます。

- (ロ) 売買目的有価証券 (法令24の2④二)
- (ハ) 償還有価証券 (法令24の2④三)
- (ニ) 資産の価額とその帳簿価額との差額がそ
の資産を有する内国法人の資本等の金額の
2分の1に相当する金額と1,000万円との
いずれか少ない金額に満たない場合のその
資産 (法令24の2④四)

この資産の価額とその帳簿価額は、資産
を次の単位に区分した後のそれぞれの資産
の価額と帳簿価額とされています (法規 8
の5③)。

- (a) 金銭債権……一の債務者ごと
- (b) 棚卸資産 ((d)に掲げるものを除きま
す。) ……債務者である内国法人の営む
事業の種類ごとに、かつ、商品又は製品
(副産物及び作業くずを除きます。)、半
製品、仕掛品 (半成工事を含みます。)、
主要原材料及び補助原材料その他の棚卸
資産の区分ごと
- (c) 減価償却資産
 - i 建物……一棟 (区分所有権である場
合には、区分所有権) ごと
 - ii 機械及び装置……一の生産設備又は
一台若しくは一基 (通常一組又は一式
をもって取引の単位とされるものは、
一組又は一式) ごと
 - iii その他の減価償却資産……上記に準
じた区分
- (d) 土地等 (土地及び土地の上に存する権
利をいいます。) ……一筆 (一体として
事業の用に供される一団の土地等は、そ
の一団の土地等) ごと
- (e) 有価証券……その銘柄の異なるごと
- (f) その他の資産……通常取引の単位を
基準とした区分

上記の差額は、前 5 年内事業年度等にお
いて上記イ(a)から(i)までの規定の適用を受
けた固定資産 (減価償却資産は除きます。)
で、その価額がその帳簿価額を超えるもの
については、前 5 年内事業年度等において
これらの規定により損金の額に算入された
金額と当該超える部分の金額とのいずれか
少ない金額を控除した金額となります。

ハ 資産の評価益の額又は評価損の額

資産の評価益の額又は評価損の額は、次の
とおりとされています (法令24の2⑤、68の
2④)。

- (イ) 上記イ(i)又は(ロ)に掲げる事実……その有
する資産のこれらの事実が生じた時の価額
とその直前の帳簿価額との差額

(注) 民事再生法の適用を受ける場合には、
再生手続開始後遅滞なく、財産につき再
生手続開始の時における価額を評定する
ことになっていますが (民事再生法124
①)、その財産評定は原則としてその財産
を処分するものとしてしなければならず
(民事再生規則56①)、また、財産評定の
時点も再生手続開始時となっていること
から、上記(i)に定めるこれらの事実が生
じた時の価額としてその財産評定による
価額を用いることはできません。

- (ロ) 上記イ(ii)に掲げる事実……その有する資
産の上記イ(i)(b)の実態貸借対照表に計上さ
れている価額とその事実が生じた時の直前
の帳簿価額との差額

ニ 適用要件

この制度は、評価益の益金算入にあっては
確定申告書に評価益明細の記載及び評価益関
係書類の添付がある場合に、評価損の損金算
入にあっては確定申告書に評価損明細の記載
及び評価損関係書類の添付がある場合に限り、
適用することとされています (法25⑤、33
⑤)。また、評価益の額及び評価損の額の双
方がある場合には、それぞれの明細の記載及
び書類の添付がある場合に限り、適用するこ

ととされています。したがって、評価益の額及び評価損の額の双方がある場合に、評価益の益金算入又は評価損の損金算入のどちらか一方のみの適用を受けることはできないこととなります。

なお、これらの明細の記載又は書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、税務署長は、その適用をすることができる旨の宥恕規定が設けられています（法法25⑥、33⑥）。

（注） 評価益関係書類及び評価損関係書類とは、次の書類とされています（法規8の5④、22の2）。

- 1 上記イ(イ)又は(ロ)に掲げる事実……これらの事実が生じた旨を証する書類及び上記ハ(イ)に定める価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類
- 2 上記イ(ロ)に掲げる事実……次に掲げる書類
 - (1) 上記イ(ロ)(a)iiの手続に従い上記イ(ロ)(a)iiの財務省令で定める者が確認をしたことを明らかにする書類
 - (2) 再建計画に係る計画書（上記イ(ロ)(b)の実態貸借対照表の添付並びに債務の免除をする者の氏名又は名称、その債務の免除をする者ごとのその債務の免除をする金額及びその金額の算定の根拠を明らかにする事項の記載があるものに限り。）の写し

③ 民事再生等による債務免除等があった場合の繰越欠損金の損金算入

内国法人が債務免除等を受ける場合において、上記②の適用を受けるときは、その繰り越された欠損金額のうちいわゆる期限切れ欠損金額から優先して控除することとされました。

具体的には、内国法人について民事再生法の規定による再生手続開始の決定があったこと等特定の事実が生じた場合において、上記②の適用を受ける場合（次の(イ)に掲げる場合に該当する場合）には、その適用を受ける日の属する事

業年度（以下「適用年度」といいます。）前の各事業年度において生じた欠損金額（以下「繰越欠損金額」といいます。）で一定のもののうち、次の(イ)から(イ)までに定める金額の合計額（青色欠損金の繰越控除規定（法法57①）及び災害損失欠損金の繰越控除規定（法法58①）並びにこの制度の適用前の所得の金額が限度となります。）に達するまでの金額は、その適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することとされました（法法59②）。

- (イ) 特定の事実が生じた時においてその内国法人に対し一定の債権を有する者からその債権につき債務免除を受けた場合……その債務免除を受けた金額
- (ロ) 特定の事実が生じたことに伴いその内国法人の役員等（役員若しくは株主等である者又はこれらであった者をいいます。以下同じ。）から金銭その他の資産の贈与を受けた場合……その贈与を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額
- (ハ) 民事再生等の場合における評価益の益金算入規定（法法25③）又は評価損の損金算入規定（法法33③）の適用を受ける場合……評価益の益金算入規定によりその適用年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額から評価損の損金算入規定によりその適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を減算した金額

（注） (ハ)の評価損の額がある場合は評価益の額から減算することになるため、その減算後の金額がマイナスになるとときには、(イ)から(イ)までに定める金額の合計額は、(イ)及び(ロ)の合計額とそのマイナスを合算した金額となります。

なお、上記②の適用を受けない場合（(イ)又は(ロ)に掲げる場合には該当するが(ハ)に掲げる場合に該当しない場合）には、これまでの資産整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の損金算入（旧法法59①）と同様の措置の適用を受けることができます（法法59②）。

イ 特定の事実及び一定の債権の範囲

特定の事実とは次の(イ)から(ニ)までに掲げる事実とされ、上記(イ)の一定の債権とは次の(イ)から(ニ)までに定める債権とされています（法令117）。

- (イ) 民事再生法の規定による再生手続開始の決定があったこと。……同法第84条に規定する再生債権（同法に規定する共益債権及び同法第122条第1項に規定する一般優先債権で、その再生手続開始前の原因に基づいて生じたものを含みます。）
- (ロ) 商法の規定による整理開始の命令があったこと。……その整理開始前の原因に基づいて生じた債権
- (ハ) 破産法の規定による破産手続開始の決定があったこと。……同法第2条第5項に規定する破産債権（同条第7項に規定する財団債権でその破産手続開始前の原因に基づいて生じたものを含みます。）
- (ニ) (イ)から(ハ)までに掲げる事実に基づき（会社更生法等の規定による更生手続開始の決定があったことを除きます。）……その事実の発生前の原因に基づいて生じた債権

なお、この特定の事実及び一定の債権の範囲は、上記②の適用を受けない場合も同様となります。

ロ 繰越欠損金額の範囲

欠損金額で一定のものとは、(イ)に掲げる金額から(ロ)に掲げる金額を控除した金額とされています（法令118）。

- (イ) 適用年度終了の時における前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額
 - (ロ) 青色欠損金の繰越控除規定（法法57①）又は災害損失欠損金の繰越控除規定（法法58①）の適用がある欠損金額
- なお、上記②の適用を受けない場合には、この(ロ)の金額はこれまでと同様に、青色欠損金の繰越控除規定又は災害損失欠損金の繰越

控除規定により適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される欠損金額となります。

ハ 連結納税制度における繰越欠損金の損金算入

連結納税制度においては、この繰越欠損金の損金算入制度の適用対象法人に連結子法人が追加されたほか、上記と同様の取扱いが整備されました（法法81の3①、59②）。

ただし、債務者である連結法人と連結完全支配関係がある連結法人から債務の免除を受けた金額及び金銭その他の資産の贈与を受けた金額は、上記③(イ)の債務免除益及び(ロ)の私財提供益の金額には含まれません（法法59②一、二）。なお、青色欠損金等控除前の所得の金額については、この制度の適用を受ける連結法人の個別所得金額を基に計算した金額と、損金算入の対象となる繰越欠損金額については、上記ロ(イ)の欠損金額（その連結法人の個別欠損金額を含みます。）の合計額から連結欠損金額のうちその連結法人に帰せられる金額を控除した金額として適用することになります（法令155の4②）。

(2) 会社更生の場合の資産の評価損益と繰越欠損金の損金算入等

① 資産の評価益又は評価損の益金算入又は損金算入

内国法人の有する資産について、会社更生法等の規定に従って行う評価換えによりその資産の帳簿価額を増額又は減額した部分の金額は、益金の額又は損金の額に算入することとされていますが、会社更生法等における評価換えが更生計画認可の決定時に行うこととされていることから（会社更生法83④⑤、会社更生法施行規則1①②）、これらの益金算入及び損金算入の時期を、会社更生法等の規定による更生計画認可の決定があった日の属する事業年度とすることが明確化されました（法法25②、33②）。

また、その資産の帳簿価額を減額した部分の金額については、その減額した部分の金額のう

ちその評価換えの直前の帳簿価額とその評価換えをした事業年度終了の時における資産の価額（いわゆる期末時価）との差額に達するまでの金額を損金の額に算入することとされていますが、会社更生法等の規定に従って行う評価換えによりその資産の帳簿価額を減額した場合には、このような期末時価との比較は必要なく、その減額した部分の金額を損金の額に算入することとされました（法法33②）。

② 会社更生による債務免除等があった場合の繰越欠損金の損金算入

会社更生法等の規定による更生手続開始の決定があった場合における債務の消滅及び財産の評価換えによる益金の額のうち、繰越欠損金額に達するまでの金額の益金不算入制度（会社更生法232③、更生特例法148③、321③）について、今回の企業再生関係税制の改正に併せ、その取扱いの明確化等の観点から、法人税法に規定することとされました。

具体的には、内国法人について会社更生法等の規定による更生手続開始の決定があった場合において、次の(イ)から(ハ)までに掲げる場合に該当するときは、その該当することとなった日の属する事業年度（以下「適用年度」といいます。）前の各事業年度において生じた欠損金額で一定のもののうち、次の(イ)から(ハ)までに定める金額の合計額に達するまでの金額は、その適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することとされました（法法59①）。

- (イ) その更生手続開始の決定時においてその内国法人に対し一定の債権を有する者からその債権につき債務の免除を受けた場合……その債務の免除を受けた金額
- (ロ) その更生手続開始の決定に伴いその内国法人の役員等から金銭その他の資産の贈与を受けた場合……その贈与を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額
- (ハ) 会社更生法等の規定に従って行う評価換えをした場合……その評価換えによりその適用年度の所得の金額の計算上益金の額に算入さ

れる金額（その評価換えによりその適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、その益金の額に算入される金額からその損金の額に算入される金額を控除した金額）

（注） 評価損の額がある場合は評価益の額から控除することとなりますが、評価益の額が評価損の額に満たない場合には、(ハ)に定める金額は0となります。

イ 一定の債権の範囲

一定の債権とは、会社更生法第2条第8項に規定する更生債権（同条第10項に規定する更生担保権及び同法に規定する共益債権で同法の規定による更生手続開始の決定があった場合のその更生手続開始前の原因に基づいて生じたものを含みます。）並びに更生特例法第4条第8項及び第169条第8項に規定する更生債権（同法第4条第10項及び第169条第10項に規定する更生担保権並びに同法に規定する共益債権で同法の規定による更生手続開始の決定があった場合のその更生手続開始前の原因に基づいて生じたものを含みます。）とされています（法令116の4）。

ロ 繰越欠損金額の範囲

欠損金額で一定のものとは、(イ)に掲げる金額から(ロ)に掲げる金額を控除した金額とされています（法令116の3）。

- (イ) 適用年度終了の時における前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額
- (ロ) 青色欠損金の繰越控除規定（法法57①）又は災害損失欠損金の繰越控除規定（法法58①）の適用がある欠損金額

③ 連結納税制度における繰越欠損金の損金算入

連結納税制度においては、上記②と同様の取扱いが整備されました（法法81の3①、59①）。ただし、債務者である連結法人と連結完全支配関係がある連結法人から債務の免除を受けた金額及び金銭その他の資産の贈与を受けた金額は、上記②(イ)の債務免除益及び(ロ)の私財提供益の金

額には含まれません（法59①一、二）。なお、損金算入の対象となる繰越欠損金額については、上記②ロ(イ)の欠損金額（その連結法人の個別欠損金額を含みます。）の合計額から連結欠損金額のうちこの制度の適用を受ける連結法人に帰せられる金額を控除した金額として適用することになります（法令155の4①）。

(3) 資産の評価損益の計上に伴うその他の取扱い

会社更生等評価換え（会社更生法等の規定に従って行う評価換えをいいます。）又は民事再生等評価換え（上記(1)②の評価益の額又は評価損の額を益金の額又は損金の額に算入することをいいます。）が行われた場合の諸制度について、次のとおり所要の整備が行われました。

① 棚卸資産の取得価額

棚卸資産について民事再生等評価換えが行われた場合には、再生計画認可の決定等一定の事実が生じた日においてその棚卸資産の取得価額にその評価益の額を加算し又はその棚卸資産の取得価額からその評価損の額を減算した金額によりその棚卸資産を取得したものとみなして、各事業年度の期末評価額の計算を行うこととされました（法令33②）。

② 減価償却

イ 定率法の整備

定率法を採用している減価償却資産について会社更生等評価換え又は民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、その会社更生等評価換え又は民事再生等評価換えが行われた事業年度以後の各事業年度においては、その減価償却資産について既に行った償却の額には、その減額された金額を含むものとされました（法令48③）。

（注） 会社更生等評価換え又は民事再生等評価換えが行われた事業年度においては、まず会社更生等評価換え又は民事再生等評価換えが行われ、次に減価償却が行われたものとして処理することとなります（以下へま

で同じです。）。

ロ 生産高比例法の整備

生産高比例法を採用している鉱業用減価償却資産について会社更生等評価換え又は民事再生等評価換えが行われた場合には、その会社更生等評価換え又は民事再生等評価換えが行われた事業年度以後の各事業年度においては、その会社更生等評価換え又は民事再生等評価換えの直後の帳簿価額からその残存価額を控除した金額を残存採掘予定数量（鉱業用減価償却資産に係る当初の採掘予定数量から会社更生等評価換え又は民事再生等評価換えが行われた事業年度開始の日前の採掘数量を控除した残量をいいます。）で除して計算した一定単位当たりの金額に、各事業年度における採掘数量を乗じて計算した金額をその償却限度額として償却することとされました（法令48④）。

ハ リース期間定額法の整備

国外リース資産について会社更生等評価換え又は民事再生等評価換えが行われた場合には、その会社更生等評価換え又は民事再生等評価換えが行われた事業年度以後の各事業年度においては、その会社更生等評価換え又は民事再生等評価換えの直後の帳簿価額から見積残存価額を控除した金額を未経過リース期間（リース期間のうち会社更生等評価換え又は民事再生等評価換えが行われた事業年度開始の日以後の期間をいいます。）の月数で除して計算した金額に、その事業年度におけるリース期間の月数を乗じて計算した金額をその償却限度額として償却することとされました（法令48⑤）。

ニ 取得価額の整備

減価償却資産について会社更生等評価換え又は民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が増額された場合には、会社更生等評価換え又は民事再生等評価換えが行われた事業年度以後の各事業年度においては、その増額された金額を当初の取得価額に加算

した金額に相当する金額をもってその償却限度額の計算の基礎となる取得価額とみなすこととされました（法令54④）。

ホ 減価償却資産の償却可能限度額等の整備

会社更生等評価換え又は民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が減額された減価償却資産の償却の額の累積額には、その減額された金額を含むこととされました（法令61）。

また、会社更生等評価換え又は民事再生等評価換えが行われた場合の陳腐化した減価償却資産の償却限度額について所要の規定の整備が行われました（法令60の2⑤）。

ヘ みなし損金経理額の整備

民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が増額された減価償却資産について、これを有する内国法人がその民事再生等評価換えに係る再生計画認可の決定等一定の事実が生じた時の直前の価額として会計帳簿に記載した金額（その減価償却資産に係る償却超過額がある場合には、これを加算した金額）が、その民事再生等評価換えによる増額後の帳簿価額（上記(1)②ハ(イ)又は(ロ)の価額）に満たない場合には、その満たない部分の金額は、その民事再生等評価換えが行われた事業年度前の各事業年度の損金経理額（減価償却資産につき償却費として損金経理をした金額をいいます。）とみなすこととされました（法令61の3表三）。

③ 繰延資産の償却

イ 任意償却される繰延資産に係る整備

任意償却される繰延資産について会社更生等評価換え又は民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、その会社更生等評価換え又は民事再生等評価換えが行われた事業年度以後の各事業年度においては、その償却限度額の計算の基礎となる繰延資産の額は、当初の支出額から既に行った償却の額のほか、その減額された金額も控除して計算することとされました

（法令64②）。

（注） 会社更生等評価換え又は民事再生等評価換えが行われた事業年度においては、まず会社更生等評価換え又は民事再生等評価換えが行われ、次に繰延資産の償却が行われたものとして処理することとなります（以下ニまで同じです。）。

ロ 社債発行差金に係る整備

社債発行差金について会社更生等評価換え又は民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、その会社更生等評価換え又は民事再生等評価換えが行われた事業年度以後の各事業年度においては、その会社更生等評価換え又は民事再生等評価換の直後の帳簿価額を未経過期間（社債の償還期間のうち会社更生等評価換え又は民事再生等評価換えが行われた事業年度開始の日以後の期間をいいます。）の月数で除して計算した金額に、その事業年度の月数を乗じて計算した金額をその償却限度額として償却することとされました（法令64③）。

ハ その他の繰延資産に係る整備

上記③イ及びロ以外の繰延資産について会社更生等評価換え又は民事再生等評価換えが行われた場合には、その会社更生等評価換え又は民事再生等評価換えが行われた事業年度以後の各事業年度においては、その会社更生等評価換え又は民事再生等評価換の直後の帳簿価額を未経過期間の月数で除して計算した金額に、その事業年度の月数を乗じて計算した金額をその償却限度額として償却することとされました（法令64④）。

ニ みなし損金経理額の整備

民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が増額された繰延資産について、その繰延資産につき内国法人がその民事再生等評価換えに係る再生計画認可の決定等一定の事実が生じた時の直前の価額として会計帳簿に記載した金額（その繰延資産に係る償却超過額がある場合には、これを加算した金

額)が、その民事再生等評価換えによる増額後の帳簿価額(上記①②ハイ又はロの価額)に満たない場合には、その満たない部分の金額は、その民事再生等評価換えが行われた事業年度前の各事業年度の損金経理額(繰延資産につき償却費として損金経理をした金額をいいます。)とみなすこととされました(法令66の2表三)。

④ 有価証券に係る移動平均法又は総平均法の特例

有価証券について民事再生等評価換えが行われた場合で、その有価証券につき一単位当たりの帳簿価額の算出方法として移動平均法を採用しているときは、その一単位当たりの帳簿価額は、再生計画認可の決定等一定の事実が生じた日の前日における帳簿価額に民事再生等評価換えによる評価益の額を加算し又はその前日の帳簿価額から民事再生等評価換えによる評価損の額を減算した金額をその有価証券の数で除して算出することとされ、また、総平均法を採用しているときは、その一単位当たりの帳簿価額は、事業年度開始の時からその民事再生等評価換えの直前の時までの期間及びその民事再生等評価換えがあった時から事業年度終了の時までの期間をそれぞれ一事業年度とみなして総平均法により算出することとされました(法令119の3②、119の4①②)。

⑤ 外貨建資産等の評価換えをした場合のみなし取得による換算

外貨建資産等について民事再生等評価換えが行われた場合には、その外貨建資産等の取得又は発生の基因となった外貨建取引はその民事再生等評価換えの時にあって行ったものとみなして、外貨建取引の換算(法61の8①)及び外貨建資産等の期末換算(法61の9①)の規定を適用することとされました(法令122の2)。

⑥ 連結法人間取引の損益の調整

連結法人の譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額の調整の対象となる事由に、民事再生等評価換えが追加され

ました(法令122の14④、155の22③)。

⑦ 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入

特定資産譲渡等損失額の発生の基因となる事由から除かれる事由に、民事再生等評価換えによる評価損の計上追加されました(法令123の8⑦)。

3 適用関係

(1) 上記2(1)②の改正は、平成17年4月1日以後に上記2(1)②イイからイロまでに掲げる事実が生ずる場合について適用することとされています(改正法附則10③、11②)。

(2) 上記2(1)③の改正は、法人の平成17年4月1日以後に終了する事業年度(同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度のうち、上記2(1)②イイからイロまでに掲げる事実の生じた日が同日前であるもの(以下「経過事業年度」といいます。))を除きます。の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度(経過事業年度を含みます。)の所得に対する法人税については、従前どおりとされています(改正法附則12②)。

(3) 上記2(2)①の改正は、法人が平成17年4月1日以後に行う評価換えについて適用し、法人が同日前に行った評価換えについては、従前どおりとされています(改正法附則10①、11①)。

(4) 上記2(2)②の改正は、平成17年4月1日以後に会社更生法等の規定による更生手続開始の決定がされる場合について適用することとされています(改正法附則12①)。

(5) 上記2(3)②イからロまでの改正(会社更生等評価換えに係る部分に限ります。)は、平成17年4月1日以後に会社更生等評価換えが行われる減価償却資産について適用し、同日前に会社更生等評価換えが行われた減価償却資産については、従前どおりとされています(改正法令附則6①)。

(6) 上記2(3)③イからハまでの改正(会社更生等評価換えに係る部分に限ります。)は、平成17年4月1日以後に会社更生等評価換えが行われ

る繰延資産について適用し、同日前に会社更生
等評価換えが行われた繰延資産については、従

前どおりとされています（改正法令附則 7）。

三 寄附金の損金不算入

1 改正前の制度の概要

寄附金を支出した場合に、その寄附金を利益処分により経理したときは、国又は地方公共団体に対する寄附金、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金などの寄附金（以下「公益寄附金」といいます。）を除き、その経理した金額は損金不算入とされています（法法37①）。

その他の寄附金（利益処分により経理した寄附金及び公益寄附金を除いたいわゆる一般寄附金）については、次の資本等の金額及び当該事業年度の所得の金額を基礎として計算した損金算入限度額に達するまでの金額が損金算入され、その損金算入限度額を超える部分の金額は損金不算入とされています（法法37③、法令73）。

損金算入限度額

$$= \left[\frac{\text{期末資本}}{\text{等の金額}} \times \frac{\text{当期月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \frac{\text{所得}}{\text{金額}} \times \frac{2.5}{100} \right] \times \frac{1}{2}$$

また、内国法人が支出した寄附金のうち、国又は地方公共団体に対する寄附金、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金については、次のとおり、その寄附金の種類に応じ損金算入されます（法法37④）。

- (イ) 国又は地方公共団体に対する寄附金……支出した寄附金の全額

- (ロ) 指定寄附金……支出した寄附金の全額
(ハ) 特定公益増進法人に対する寄附金……支出した寄附金の全額（上記の損金算入限度額を限度とします。）

2 改正の内容

寄附金の損金算入限度額の計算について、その基礎となる所得の金額の計算上適用しない規定に、法人税額から控除する特定外国信託の外国税額の益金算入（措法66の9の3③、68の93の3③）及び組合事業に係る損失がある場合の課税の特例（措法67の12①②、67の13①②、68の105の2①②、68の105の3①②）の規定が追加されました（法令73②十一、十二、155の13②九、十）。

3 適用関係

上記の改正は、平成17年4月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税から適用し、同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、従前どおりとされています（改正法令附則2）。

ただし、同日から有限責任事業組合契約に関する法律の施行の日の前日までの間については、所要の経過措置が設けられています（改正法令附則8①、14）。

四 分割型分割又は減資等を行った場合の旧株又は株式の譲渡原価の額

1 改正前の制度の概要

(1) 分割型分割を行った場合の旧株の譲渡原価の額

分割法人の株主等である内国法人においては、分割型分割により分割承継法人の株式以外の資産

の交付を受けた場合には、旧株（分割法人の株式）の時価による譲渡を行ったものとして譲渡損益を計上することとされています（法法61の2①③）。

その内国法人における旧株の譲渡原価の額は、旧株の帳簿価額に分割移転割合（法人税法施行令

第23条第1項第2号に規定する割合をいいます。以下同じ。) を乗じた金額とされ (法令119の8①)、分割法人はその株主等である内国法人に対して、その分割移転割合を通知しなければならないものとされています (法令119の8③)。

(2) 減資等を行った場合の株式の譲渡原価の額

減資による払戻し又は解散による残余財産の一部の分配 (以下「減資等」といいます。) を行った法人の株主等である内国法人において、減資等により金銭その他の資産の交付を受けた場合におけるその内国法人の所有株式の譲渡原価の額は、その所有株式の減資等の直前の帳簿価額に減資等払戻割合 (法人税法施行令第23条第1項第3号に規定する割合をいいます。以下同じ。) を乗じた金額とされ (法令119の9①)、その法人はその株主等である内国法人に対して、その減資等払戻割

合を通知しなければならないものとされています (法令119の9②)。

2 改正の内容

分割型分割を行った場合のその分割型分割に係る分割移転割合又は減資等を行った場合のその減資等に係る減資等払戻割合の通知について、株主等である外国法人についても通知しなければならないこととされました (法令119の8③、119の9②)。

3 適用関係

上記の改正は、平成17年4月1日以後に行う分割型分割又は減資等について適用し、同日前に行った分割型分割又は減資等については、従前どおりとされています (改正法令附則9、10)。

五 売買目的有価証券の区分

1 改正前の制度の概要

有価証券の期末評価額は、売買目的有価証券については時価法により評価した金額 (以下「時価評価金額」といいます。) とされていますが、その時価評価金額は、売買目的有価証券につき取引所売買有価証券、店頭売買有価証券又はその他価格公表有価証券等の区分に応じ証券取引所等において公表された事業年度終了の日の最終の売買の価格等にその有価証券の数を乗じて計算した金額とされています (法令119の13)。

2 改正の内容

証券取引法の改正により「取扱有価証券」(いわゆるグリーンシート銘柄) が規定されたことに伴い、法人税法上の売買目的有価証券の時価評価金額の計算をする場合における有価証券の区分についても、「取扱有価証券」として区分することとされました (法令119の13二)。

なお、グリーンシート銘柄については、従前はその他価格公表有価証券 (法令119の13三) に区分されていたことから、今回の改正によってその区分が変更となったとしても実質的な取扱いの変更をするものではありません。

六 連結子法人株式の帳簿価額の修正

1 改正前の制度の概要

連結子法人株式の帳簿価額の修正と連結個別利益積立金額の調整 (以下「投資簿価修正」とい

ます。) は、連結子法人の稼得した利益に対する二重課税や連結子法人に生じた損失について二重控除することがないようにとの観点から設けられているものです。具体的には、連結法人が連結子

法人の株式について譲渡を行うなどの事由が生ずることとなる場合においては、その連結子法人の株式を有するすべての連結法人は、その譲渡等の処理の前に、その連結子法人の株式につきその連結子法人の連結期間中の連結個別利益積立金額の増加額又は減少額に相当する金額の帳簿価額の修正を行うとともに、自己の連結個別利益積立金額又は利益積立金額（以下「利益積立金額等」といいます。）につきその修正金額に相当する金額の増加又は減少の調整を行うこととされています（法第218条へ、218の二、法令9の2、119の3③、119の4①）。

この連結子法人の連結期間中の連結個別利益積立金額の増加額又は減少額に相当する金額は、次に掲げる金額の合計額（その連結子法人が留保していない金額がある場合には、その留保していない金額を減算した金額とし、既に投資簿価修正を行った金額を除きます。）とされています（法令9の2②）。

- (1) 連結法人が連結子法人の株式について譲渡を行うなどの事由（以下「修正事由」といいます。）が生じた日前に終了するその連結子法人の各連結事業年度の連結個別利益積立金額の増加額又は減少額に相当する金額
- (2) 修正事由が生じた日前に終了するその連結子法人の分割前事業年度及びその連結子法人の連結納税の承認が取り消された場合のその取り消された日の前日の属する事業年度の利益積立金額の増加額又は減少額に相当する金額
- (3) 修正事由が生じた日の属するその連結子法人の連結事業年度又は事業年度開始の日から事由が生じた日の前日までの期間の利益積立金額等の増加額又は減少額に相当する金額
- (4) その連結子法人の株主である連結法人のいずれかについて生じた修正事由に基因してその連結子法人が有する他の連結法人の株式に係る投資簿価修正額としてその連結子法人の利益積立金額等の増加額又は減少額が生ずる場合のその金額

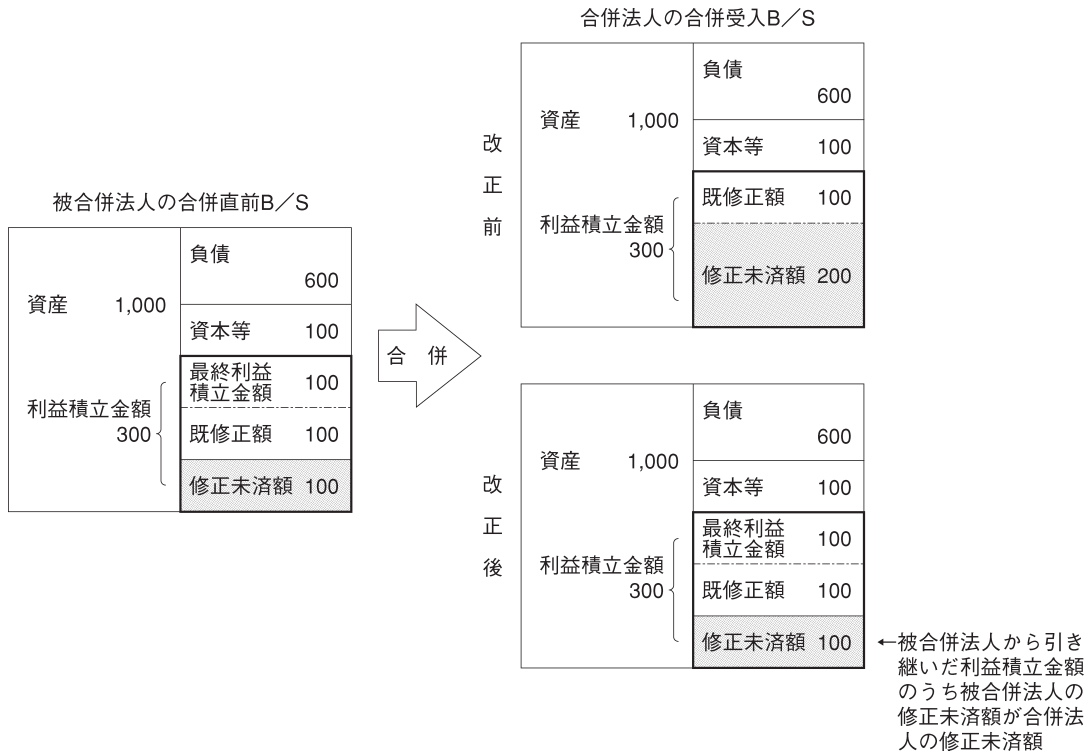
2 改正の内容

(1) 連結子法人が適格合併又は適格分割型分割により引継ぎを受け又は引継ぐ利益積立金額等に相当する金額の投資簿価修正額の計算における取扱いの適正化

① 改正前の制度では、連結子法人が自己を合併法人又は分割承継法人（以下「合併法人等」といいます。）とする適格合併又は適格分割型分割（以下「適格合併等」といいます。）により被合併法人又は分割法人（以下「被合併法人等」といいます。）から利益積立金額等の引継ぎを受けた場合には、その連結子法人の株主の投資簿価修正額のうちその連結子法人に係る部分の金額の計算上、その被合併法人等の利益積立金額等に上記1(1)の各連結事業年度又は(2)の分割前事業年度若しくは事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度開始の日（すなわち、連結納税の開始の日又は連結納税グループへの加入の日）の前日の属する事業年度又は連結事業年度終了の時の利益積立金額（以下「最終利益積立金額」といいます。）が含まれていたとしても、その引継ぎを受けた利益積立金額等に相当する金額は、最終利益積立金額以外の利益積立金額等、すなわち、投資簿価修正の対象であるが未だ投資簿価修正を行っていない金額（以下「修正未済額」といいます。）と既に投資簿価修正を行った金額（以下「既修正額」といいます。）から成ることとなっていました。

また、連結子法人が自己を分割法人とする適格分割型分割により利益積立金額等の引継ぎを行った場合にも、その連結子法人の株主の投資簿価修正額のうちその連結子法人に係る部分の金額の計算上、その連結子法人の利益積立金額等に最終利益積立金額が含まれていたとしても、その引き継いだ利益積立金額等に相当する金額は最終利益積立金額以外の利益積立金額等から成り、その連結子法人の最終利益積立金額はその全額がその連結子法人に残存することとなっ

○ 適格合併が行われた場合の投資簿価修正額の計算



ていました。

このように、改正前の制度では、連結子法人が適格合併等により引継ぎを受け又は引き継ぐ利益積立金額等に相当する金額は最終利益積立金額以外の利益積立金額等の増加又は減少として投資簿価修正額の計算をすることとされてきました。

今回の改正は、投資簿価修正額の対象となる利益積立金額等に相当する金額を、①最終利益積立金額、②既修正額及び③修正未済額に区分し、適格合併等があった場合にも利益積立金額等のこれらの区分ごとの引継額の計算をすることによって、投資簿価修正額の計算方法の適正化を図るものです。

- ② すなわち、投資簿価修正額は、上記 1 (1) から (4) までの合計額（その連結子法人が留保していない金額がある場合には、その留保していない金額を減算した金額）から既修正額を減算した金額とされています。その上で、この既修正

等額とは、既に投資簿価修正の規定の適用を受けた金額（以下「既修正額」といいます。）とし、次に掲げる場合に該当する場合には次に定める金額をいうこととされています（法令 9 の 2 ③）。

一 連結子法人が上記 1 (1) の各連結事業年度、(2) の分割前事業年度若しくは事業年度又は(3) の期間（以下「修正前事業年度等」といいます。）に自己を合併法人等とする適格合併等を行っている場合……既修正額に次に掲げる金額の合計額を加算した金額

イ その適格合併等によりその適格合併等の直前においてその連結子法人に係る連結親法人との間に連結完全支配関係がある被合併法人等から引継ぎを受ける利益積立金額等でその適格合併等の直前の既修正額（以下「適格合併等直前既修正額」といいます。）に相当する部分の金額（適格分割型分割の場合にあっては、適格合併等直前既

修正額に相当する部分の金額にその適格分割型分割に係る簿価純資産価額のうちに移転簿価純資産価額の占める割合（以下「分割移転割合」といいます。）を乗じて計算した金額に相当する金額）

ロ その適格合併等により被合併法人等から引継ぎを受ける利益積立金額等で最終利益積立金額に相当する部分の金額（適格分割型分割の場合にあってはその最終利益積立金額に相当する部分の金額にその適格分割型分割に係る分割移転割合を乗じて計算した金額に相当する金額とし、その被合併法人等がその適格合併等の直前においてその連結子法人に係る連結親法人との間に連結完全支配関係がない法人であった場合にはその引継ぎを受ける利益積立金額に相当する金額とされています。）

二 連結子法人が修正前事業年度等に自己を分割法人とする適格分割型分割を行っている場合……その連結子法人の既修正額から次に掲げる金額の合計額を減算した金額

イ その適格分割型分割により分割承継法人に引き継ぐ利益積立金額等でその適格分割型分割の直前の既修正額（以下「適格分割型分割直前既修正額」といいます。）に相当する部分の金額にその適格分割型分割に係る分割移転割合を乗じて計算した金額に相当する金額

ロ その適格分割型分割により分割承継法人に引き継ぐ利益積立金額等で最終利益積立金額に相当する部分の金額にその適格分割型分割に係る分割移転割合を乗じて計算した金額に相当する金額

三 被合併法人等又は連結子法人がその適格合併等又は適格分割型分割の前に自己を合併法人等とする適格合併等（以下「前適格合併等」といいます。）又は自己を分割法人とする適格分割型分割（以下「前適格分割型分割」といいます。）を行っている場合……その被合併法人等の適格合併等直前既修正額又

は連結子法人の適格分割型分割直前既修正額には前適格合併等に係る上記一イの既修正額を含むものと、前適格分割型分割に係る上記二イの既修正額を含まないものとし、かつ、その被合併法人等の最終利益積立金額又はその連結子法人の最終利益積立金額には前適格合併等に係る上記一口の最終利益積立金額を含むものと、前適格分割型分割に係る上記二ロの最終利益積立金額を含まないものとして、上記一、二の計算に準じて計算した金額

この三では、被合併法人等又は連結子法人がその適格合併等又は適格分割型分割のさらに前に自己を合併法人等とする適格合併等又は自己を分割法人とする適格分割型分割を行っている場合にも、その前の適格合併等又は適格分割型分割において利益積立金額等の引継ぎを受け、又は引き継いだことによる、①最終利益積立金額、②既修正額及び③修正未済額の区分ごとの増減額を反映して、その後の適格合併等又は適格分割型分割における利益積立金額等の上記区分ごとの引継額の計算をすることが明らかにされています。

(2) 解散により連結グループから離脱する連結子法人の株主の投資簿価修正額のうちその連結子法人に係る部分の計算

連結子法人が解散（合併による解散を除きます。以下同じ。）により離脱する場合には、連結完全支配関係がなくなることからその連結子法人の株主は投資簿価修正を行うこととなります。この際の投資簿価修正額には、その連結子法人の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった欠損金も含まれるため、その連結子法人が欠損金を有する場合にはその連結子法人の株主の投資損失は、その欠損金の分だけ小さく計上されることになります。

しかし、解散による離脱の場合には、欠損金を控除する機会がなくなり二重控除が生じないこと、また、清算所得課税に移行するため控除することができない欠損金が解散の時点で確定することか

ら、その欠損金に相当する金額に調整を加えた金額を投資簿価修正額に加算することによって、二重控除とならない欠損金相当額についてその連結子法人の株主の譲渡損失として計上できるよう改正されました。

具体的には、連結子法人が解散をしたことによる修正事由（連結完全支配関係がなくなることによる事由をいいます。）が生じた場合の投資簿価修正額は、本調整を行う前の投資簿価修正額（法人税法施行令第9条の2第2項第1号の規定により計算した金額）に次のイ又はロに掲げる金額のうちいずれか少ない金額を加算した金額とされています（法令9の2④）。

イ 解散をする連結子法人のその解散の日の翌日の属する事業年度開始の時における調整欠損金額（その解散の日の翌日の属する事業年度開始の日前7年以内に開始した各事業年度において生じた法人税法第57条第1項に規定する欠損金額（同条第2項（適格合併等による欠損金の引継ぎ）又は第6項（連結申告から単体申告への移行の場合の欠損金の引継ぎ）の規定によりその連結子法人の欠損金額とみなされたものを含み、同条第5項（みなし共同事業要件を満たさない適格合併等があった場合の欠損金の切捨て）又は第9項（連結納税開始前等の欠損金の切捨て）の規定によりないものとされたものを除きます。）と法人税法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額（同条第2項の規定によりその連結子法人の災害損失欠損金額とみなされたものを含み、同条第3項又は第4項の規定によりないものとされたものを除きます。）の合計額をいいます。）

すなわち、この対象となる欠損金額には、連結申告から単体申告に移行するときに単体の欠損金額とみなされる連結欠損金個別帰属額だけでなく、連結親法人事業年度終了の日以外の日に解散した場合に単体申告となる解散の日の属する事業年度に発生した欠損金額も含まれることとなります。

ロ (イ)に掲げる金額から(ロ)に掲げる金額を控除し

た金額

(イ) 既修正額を減算する前の投資簿価修正額（次に掲げる適格合併又は適格分割型分割による引継ぎ調整をしたものについては、その調整後の金額）が0を下回る場合のその下回る部分の金額

i 連結子法人が自己を合併法人等とする適格合併等を行っている場合……既修正額を減算する前の投資簿価修正額（ii、iiiにおいて「調整修正金額」といいます。）からその適格合併等により被合併法人等から引継ぎを受ける利益積立金額等で最終利益積立金額に相当する金額を減算した金額

ii 連結子法人が自己を分割法人とする適格分割型分割を行った場合……調整修正金額にその適格分割型分割により分割承継法人に引き継ぐ利益積立金額等で最終利益積立金額に相当する部分の金額にその適格分割型分割に係る分割移転割合を乗じて計算した金額に相当する金額

iii iの被合併法人等又はiiの連結子法人がiの適格合併等又はiiの適格分割型分割の前に自己を合併法人等とする適格合併等（以下「前適格合併等」といいます。）又は自己を分割法人とする適格分割型分割（以下「前適格分割型分割」といいます。）を行っている場合……調整修正金額から前適格合併等により被合併法人等から引継ぎを受ける利益積立金額等で最終利益積立金額に相当する金額を減算し、又は調整修正金額に前適格分割型分割により分割承継法人に引き継ぐ利益積立金額等で最終利益積立金額に相当する部分の金額にその適格分割型分割に係る分割移転割合を乗じて計算した金額に相当する金額を加算した金額

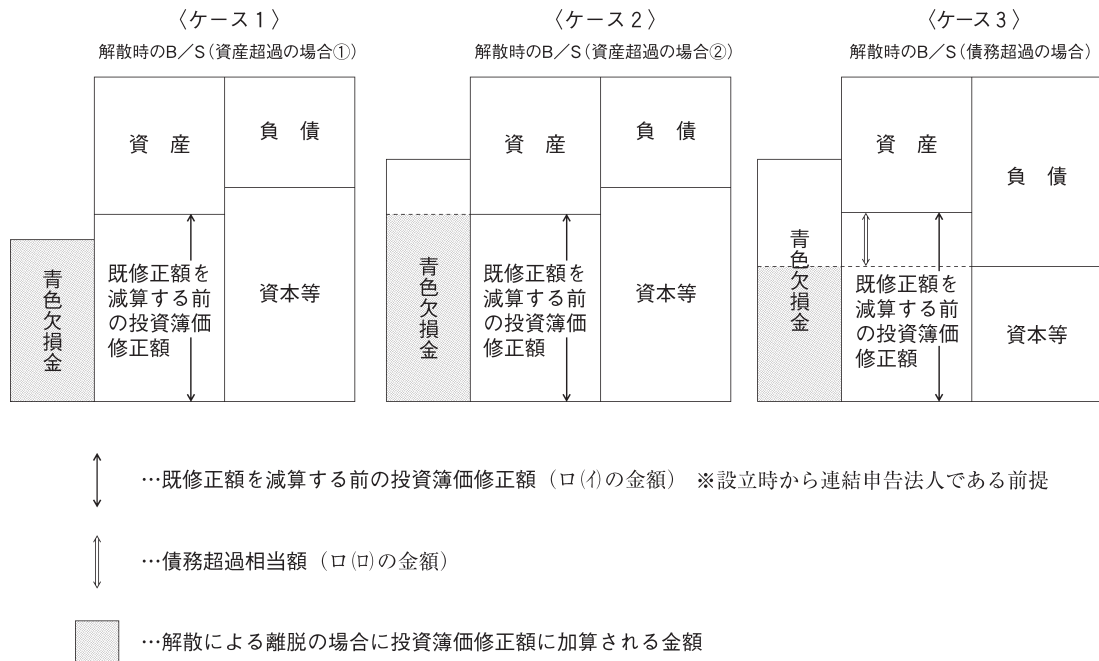
(ロ) その連結子法人の解散の時における負債の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額（その解散に基因して投資簿価修正額が生ずる場合には、その金額に相当する金額を含みます。）の合計額を超える場合におけるその超える部

分の金額

このロの金額の計算は、解散をした連結子法人が債務超過である場合に、その債務超過相当額の免除が行われたとしても清算所得の金額には反映されないことから、実質的に見合いの欠損金の控

除が行われたのと同様の結果となることを考慮して、今回の調整の取扱いの対象としないこととされたものです。なお、(イ)の金額が(ロ)の金額より少ない場合には、ロの金額は0となります。

【解散による離脱の場合に調整前の投資簿価修正額に加算される金額】



(3) その他の改正事項

「二 企業再生関係税制の改正」に伴い投資簿価修正を行うこととされる事由に、連結子法人の株主である連結法人のいずれかがその連結子法人の株式につき民事再生等の場合の資産の評価益の益金算入(法法25③)又は評価損の損金算入(法法33③)の規定の適用を受けることが追加されました(法令9の2①二)。

3 適用関係

(1) 上記2(1)の改正は、平成17年4月1日以後に適格合併等、適格分割型分割又は前適格合併等若しくは前適格分割型分割が行われる場合について適用し、同日前に適格合併又は適格分割型分割が行われた場合については、従前どおりと

されています(改正法令附則4①)。

(2) 上記2(2)の改正は、連結子法人の解散により平成17年4月1日以後に連結完全支配関係がなくなる場合における投資簿価修正額の計算について適用し、連結子法人の解散により同日前に連結完全支配関係がなくなった場合における投資簿価修正額の計算については、従前どおりとされています(改正法令附則4②)。

この場合、連結子法人の解散により連結完全支配関係がなくなるのは解散の日の翌日とされていることから、平成17年3月31日以後に解散した場合に新制度の適用があることとなります。

(3) 上記2(3)の改正は、平成17年4月1日以後に上記2(3)の修正事由が生ずる場合について適用されます(改正法附則10③、11②)。

七 退職年金等積立金に対する法人税（特別法人税）

1 改正前の制度の概要

退職年金業務等を行う内国法人及び外国法人に対しては、各事業年度における退職年金等積立金の額の1%の法人税(特別法人税)が課税されます。

(注1) 退職年金業務等とは、①厚生年金基金契約

に係る信託、生命保険、生命共済、預貯金の受入れ若しくは有価証券の売買その他の方法による年金給付等積立金（厚生年金保険法第130条の2第2項に規定する年金給付等積立金をいいます。）の運用及び当該運用に係る年金給付等積立金の管理の受託の業務、②確定給付年金資産管理運用契約に係る信託、生命保険若しくは生命共済の業務、③確定給付年金基金資産運用契約に係る信託、生命保険、生命共済、預貯金の受入れ若しくは有価証券の売買その他の方法による確定給付年金積立金

（確定給付企業年金法第59条に規定する積立金をいいます。）の運用及び当該運用に係る確定給付年金積立金の管理の受託の業務、④確定拠出年金資産管理契約に係る信託、生命保険、生命共済若しくは損害保険の業務、⑤確定拠出年金法第2条第3項に規定する個人型年金を実施する業務、⑥勤労者財産形成給付契約に係る信託、生命保険、生命共済若しくは損害保険の業務又は⑦勤労者財産形成基金給付契約に係る信託、生命保険、生命共済、損害保険、預貯金の受入れ若しくは有価証券の購入及び当該購入に係る有価証券の保管の受託の業務をいいます(法第83、84、87、145の9～145の11)。また、適格退職年金契約に係る信託、生命保険又は生命共済の業務を行う法人に対しても、これらの業務は退職年金業務等に該当するものとみなして、特別法人税が課税されます（法附則20）。

(注2) 特別法人税については、平成11年4月1日から平成17年3月31日までの間に開始する各

事業年度の退職年金等積立金については、課税が停止されており、さらに、平成17年度改正において、課税の停止期間が平成20年3月31日まで3年延長されています(措法68の4)。

（後述の「退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止」（284頁）を参照。）

2 改正の内容

(1) 退職年金等積立金額の計算に関する所要の整備

国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)における厚生年金保険法等の改正に伴い、厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約及び確定給付年金基金資産運用契約に係る退職年金等積立金額の計算に関する規定について、次のとおり所要の整備が行われています。

① 通常掛金額

イ 各企業年金制度間におけるポータビリティ（企業年金の通算措置）が確保されたことに伴い(厚生年金基金令41の3の5②、52の5の3②、確定給付企業年金法施行令88の3①)、厚生年金基金又は確定給付企業年金の中途脱退者について、次の期間を過去勤務期間の範囲に含めることとし、これらの期間において増加する掛金の額は、通常掛金の額には含めず、過去勤務掛金額に含めて退職年金等積立金額の計算を行うこととされました（法令156の17一・四）。

- i 厚生年金基金から他の厚生年金基金へ脱退一時金相当額を移換する場合において、脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間のうち老齢年金給付の額の算定の基礎とされる期間(他の厚生年金基金の加入員であった期間とみなされる期間を除きます。)
- ii 連合会から厚生年金基金へ年金給付等積立金を移換する場合において、年金給付等積立金の算定の基礎となった期間のうち老

齢年金給付の額の算定の基礎とされる期間（当該厚生年金基金の加入員であった期間とみなされる期間を除きます。）

- iii 確定給付企業年金から厚生年金基金へ脱退一時金相当額を移換する場合において、脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間のうち老齢年金給付の額の算定の基礎とされる期間

（注）通常掛金額とは、厚生年金基金の加入員について、加入員となる前の期間であって老齢年金給付の額の算定の基礎とされる期間（以下「過去勤務期間」といいます。）を当該厚生年金基金に係る給付の額の計算の基礎となる期間に算入しないものとして計算した掛金の額の合計額に相当する金額をいいます（法令156の17一）。

- ロ 厚生年金基金の代行給付に係る免除保険料率について、65歳支給を前提に設定されたことに伴い、通常掛金額についても65歳支給を前提とした計算方法とすることとされました（法令156の17一）。

（参考1）

厚生年金基金令

（脱退一時金相当額を移換する場合における加入員期間の取扱い）

第41条の3の5 省略

2 乙基金が法第144条の3第6項の規定により中途脱退者に係る脱退一時金相当額の移換を受けたときは、当該脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者に支給する老齢年金給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

（連合会から基金等へ年金給付等積立金を移換する場合等における加入員期間等の取扱い）

第52条の5の3 省略

2 基金が法第165条第6項の規定により当該中途脱退者等に係る年金給付等積立金の移換を受けたときは、法第160条の2第2項の

規定により連合会に交付された脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は解散基金の加入員であつた期間（次項において「算定基礎期間等」という。）の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者等に支給する老齢年金給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

（参考2）

確定給付企業年金法施行令

（他の年金制度へ脱退一時金相当額を移換する場合等における加入者期間等の取扱い）

第88条の3 厚生年金基金が、法第115条の2第2項の規定により脱退一時金相当額の移換を受けたとき又は法第115条の5第2項の規定により積立金の移換を受けたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該中途脱退者又は中途脱退者等に係る当該各号に掲げる期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者又は中途脱退者等に支給する老齢年金給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

一 法第115条の2第2項の規定により脱退一時金相当額の移換を受けた場合 当該脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間

二 法第115条の5第2項の規定により積立金の移換を受けた場合 法第91条の2第2項の規定により連合会に移換された脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は法第91条の3第1項の終了した確定給付企業年金の加入者期間

② 厚生年金基金水準掛金額及び過去勤務掛金厚生年金基金水準額

厚生年金基金が支給する老齢年金給付の努力目標水準の代行給付部分に対する割合が3.23(改正前：2.84)に引き上げられたことに伴い(厚生年金保険法132③)、退職年金等積立金額から控除される厚生年金基金水準掛金額を当該努力目標水準と同じ水準とするための改正が

行われました(法令156の17三)。これに伴い、過去勤務期間に係る厚生年金基金水準掛金額(過去勤務掛金厚生年金基金水準額)についても同様の改正が行われています(法令156の17六)。(参考)

厚生年金保険法

第132条 省略

2 省略

3 基金は、その支給する老齢年金給付の水準が前項に規定する額に3.23を乗じて得た額に相当する水準に達するよう努めるものとする。

③ 過去勤務掛金補正額

厚生年金基金の代行保険料率の算定の基礎となる予定利率が3.2%(改正前：4.0%)に引き下げられたことに伴い(厚生年金基金規則32の11一)、退職年金等積立金額の計算の基礎となる過去勤務掛金額を補正するための現価率が24.91(改正前：17.63)に改正されました(法令156の17五)。

(参考)

厚生年金基金規則

(代行保険料率の算定に関する基準)

第32条の11 令第36条の4第2項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 予定運用利率は、年3分2厘であること。

二・三 省略

④ 引継給付率

厚生年金保険について平成15年4月1日から総報酬制が導入されていることに伴い、連合会が厚生年金基金の中途脱退者又は解散基金加入員に対して支給する老齢年金給付の水準を示す引継給付率の計算方法について、総報酬制の導入前の加入員期間と導入後の加入員期間とを区分して計算するなど、所要の見直しが行われました(法令156の17七)。

⑤ 課税中途脱退者等

厚生年金保険の支給開始年齢が段階的に引き上げられていることに伴い、厚生年金基金の中途脱退者又は解散基金加入員の非課税水準とな

る給付率についても支給開始年齢に応じて定める(厚生年金基金水準給付率)こととし、これらの者に係る退職年金等積立金額については、引継給付率が厚生年金基金水準給付率(改正前：一律1,000分の20.25)を超える場合に特別法人税の課税対象とすることとされました(法令156の17八・九)。

(注1) 厚生年金基金水準給付率とは、中途脱退者及び解散基金加入員の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める率をいいます(法令156の17八)。

イ 60歳に達したとき以後に支給される老齢厚生年金の給付を受ける者…1,000分の17.70

ロ 61歳に達したとき以後に支給される老齢厚生年金の給付を受ける者…1,000分の18.89

ハ 62歳に達したとき以後に支給される老齢厚生年金の給付を受ける者…1,000分の20.20

ニ 63歳に達したとき以後に支給される老齢厚生年金の給付を受ける者…1,000分の21.64

ホ 64歳に達したとき以後に支給される老齢厚生年金の給付を受ける者…1,000分の23.22

ヘ 65歳に達したとき以後に支給される老齢厚生年金の給付を受ける者…1,000分の24.98

(注2) 課税中途脱退者等とは、厚生年金基金の中途脱退者又は解散基金加入員のうち引継給付率が特別法人税の非課税水準となる給付率を超える者をいいます(法令156の17九)。

⑥ 承継年金給付等積立金等(改正前：承継年金給付等積立金)

各企業年金制度間におけるポータビリティが確保されたことに伴い、退職年金等積立金額の控除金額から除外される承継年金給付等積立金のうち加入者が負担した部分に相当する金額の範囲に、厚生年金基金又は連合会から確定給付

企業年金へ移換する年金給付等積立金又は脱退一時金相当額が追加されました（法令156の17十五、157③四・④四、158②二、158の2②二、158の4②二、158の6②二）。

（参考1）

厚生年金保険法

（連合会から基金への権利義務の移転及び年金給付等積立金の移換）

第165条 省略

2～4 省略

5 第1項の申出を行う中途脱退者等は、連合会及び当該基金の規約において、あらかじめ、連合会から当該基金に連合会の規約で定める年金給付等積立金（同項の老齢年金給付に充てるべき積立金を除く。以下この条から第165条の3までにおいて同じ。）の移換ができる旨が定められている場合においては、当該申出に併せて、連合会に当該年金給付等積立金の移換を申し出ることができる。

6～9 省略

（連合会から確定給付企業年金への年金給付等積立金の移換）

第165条の2 省略

2 連合会は、前項の規定により年金給付等積立金の移換の申出があったときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る年金給付等積立金を移換するものとする。

3～5 省略

（参考2）

確定給付企業年金法

（厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務の確定給付企業年金への移転）

第110条の2 省略

2 省略

3 当該確定給付企業年金の事業主等は、第1項の申出があったときは、厚生労働大臣の承認（当該確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあっては、認可）を受けて、同

項の権利義務を承継することができる。

4 前項の規定により当該事業主等が権利義務を承継する場合においては、当該厚生年金基金から当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に積立金を移換するものとする。

5・6 省略

（厚生年金基金から確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換）

第115条の3 厚生年金基金の中途脱退者（厚生年金保険法第144条の3第1項に規定する中途脱退者をいう。以下この条において同じ。）は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であって、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、当該厚生年金基金から脱退一時金（同条第5項に規定する脱退一時金をいう。第4項において同じ。）の額に相当する額（以下この条において「脱退一時金相当額」という。）の移換を受けることができる旨が定められているときは、当該厚生年金基金に脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 当該厚生年金基金は、前項の申出があったときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3～5 省略

⑦ その他

厚生年金基金連合会が企業年金連合会に名称変更されたことに伴い、所要の整備が行われました（法令156の17七・十、157①、158①、158の①、158の4①、158の6①）。

(2) 適格退職年金契約の要件等の見直し

① 各企業年金制度間におけるポータビリティの確保の一環として、各企業年金制度から確定拠出年金制度に年金資産を移換する場合に、加入者の本人負担分も併せて移換することが可能となりました（確定拠出年金法施行令22①、附則2③）。

このような確定拠出年金制度の見直しに併せ、

適格退職年金から確定拠出年金制度に年金資産を移換する場合には、改正前は事業主の負担した金額についてのみ移換することが認められていましたが、適格退職年金契約に係る受益者等の負担した掛金等の額（いわゆる本人負担分）についても移換することができるよう要件の見直しが行われました（法令附則16④九へ）。

（参考）

確定拠出年金法施行令

（他の制度の資産の移換の基準）

第22条 法第54条第1項の規定による資産の移換の受入れは、次に掲げる資産について行うものとする。

一 当該実施事業所の事業主の設立に係る厚生年金基金の厚生年金保険法第130条の2第2項に規定する年金給付等積立金であって、当該厚生年金基金が同法第144条の5第1項の規定により当該資産管理機関に移換するもの（当該厚生年金基金の加入員又は加入員であった者が、その者が負担した掛金（同法第140第1項の規定による徴収金を含む。）を原資とする部分（以下この号及び次号において「本人負担分」という。）の移換に同意しない場合にあっては、当該本人負担分を除く。）

二 当該実施事業所の事業主の設立に係る厚生年金基金が解散した場合における当該厚生年金基金の残余財産であって、当該厚生年金基金が厚生年金保険法第144条の5第4項の規定により当該資産管理機関に移換するもの（当該厚生年金基金の加入員又は加入員であった者が本人負担分の移換に同意しない場合にあっては、当該本人負担分を除く。）

三 当該実施事業所の事業主の実施に係る確定給付企業年金の確定給付企業年金法第59条に規定する積立金であって、当該確定給付企業年金の事業主等（同法第29条第1項に規定する事業主等をいう。次号において同じ。）が同法第117条第1項の規定により

当該資産管理機関に移換するもの（当該確定給付企業年金の加入者又は加入者であった者が、その者が負担した掛金を原資とする部分（以下この号及び次号において「本人負担分」という。）の移換に同意しない場合にあっては、当該本人負担分を除く。）

四 当該実施事業所の事業主の実施に係る確定給付企業年金が終了した場合における当該確定給付企業年金の残余財産であって、当該確定給付企業年金の事業主等が確定給付企業年金法第117条第4項の規定により当該資産管理機関に移換するもの（当該確定給付企業年金の加入者又は加入者であった者が本人負担分の移換に同意しない場合にあっては、当該本人負担分を除く。）

五 省略

2 省略

附 則

（適格退職年金契約に関する特例）

第2条 省略

2 省略

3 法第54条第1項の規定による資産の移換の受入れは、適用終了日までの間、第22条第1項各号に掲げる資産のほか、当該実施事業所の事業主が締結している適格退職年金契約の全部又は一部を解除することにより事業主に返還される資産であって資産管理機関に移換するもの（法人税法施行令附則第16条第1項第7号ハに規定する過去勤務債務等の現在額がない場合において返還されたものに限るものとし、当該適格退職年金契約に係る受益者等が、その者が負担した同項第2号に規定する掛金等を原資とする部分（以下この項において「本人負担分」という。）の移換に同意しない場合にあっては、当該本人負担分を除く。）について行うものとする。この場合において、当該資産の移換の受入れを行う日は、当該資産の移換に伴い当該適格退職年金契約の全部又は一部が解除される日の属する月の翌々月の末日以前の企業型年金規約で定める

日とする。

4 省略

- ② 適格退職年金契約に係る予定利率については、「基準利率以上」で設定することとされていますが、その基準利率が年1.4%(改正前：0.9%)に引き上げられました(法規附則 5 ④)。

3 適用関係

上記 2 (1)①イ、⑥、⑦及び 2 (2)①の改正は平成17年10月1日から施行し、その他の改正は平成17年4月1日から施行することとされています(改正法令附則 1、改正法規附則 1)。

なお、特別法人税は課税停止中のため、経過措置に関する規定は設けられていません。